

中国語版

# 就学ガイドブック 入学指南

日本の学校への入学手続き  
日本学校的入学手续

2005年4月  
2005年4月

文部科学省  
文部科学省

## 目次

1. 我が国の学校教育について	2
2. 就学手続きについて	12
3. 学校生活について	18
4. 教育相談について	30

## 目録

1. 关于我国的学校教育	3
2. 关于入学手续	13
3. 关于学校生活	19
4. 关于教育咨询	31

# 1. 我が国の学校教育について

---

## (1) 学校教育制度

### 1) 学校教育制度

- 日本の学校系統図

(4 ページ参照)

- 就学前教育について

満3歳から小学校就学までの幼児を対象とし、幼稚園で行われています。

- 義務教育について

義務教育は、満6歳～満15歳までの9年間、小・中学校及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部）で行われています。

# 1 关于我国的学校教育

---

## (1) 学校教育制度

### 1) 学校教育制度

- 日本学校的系统图

(参考第 5 页)

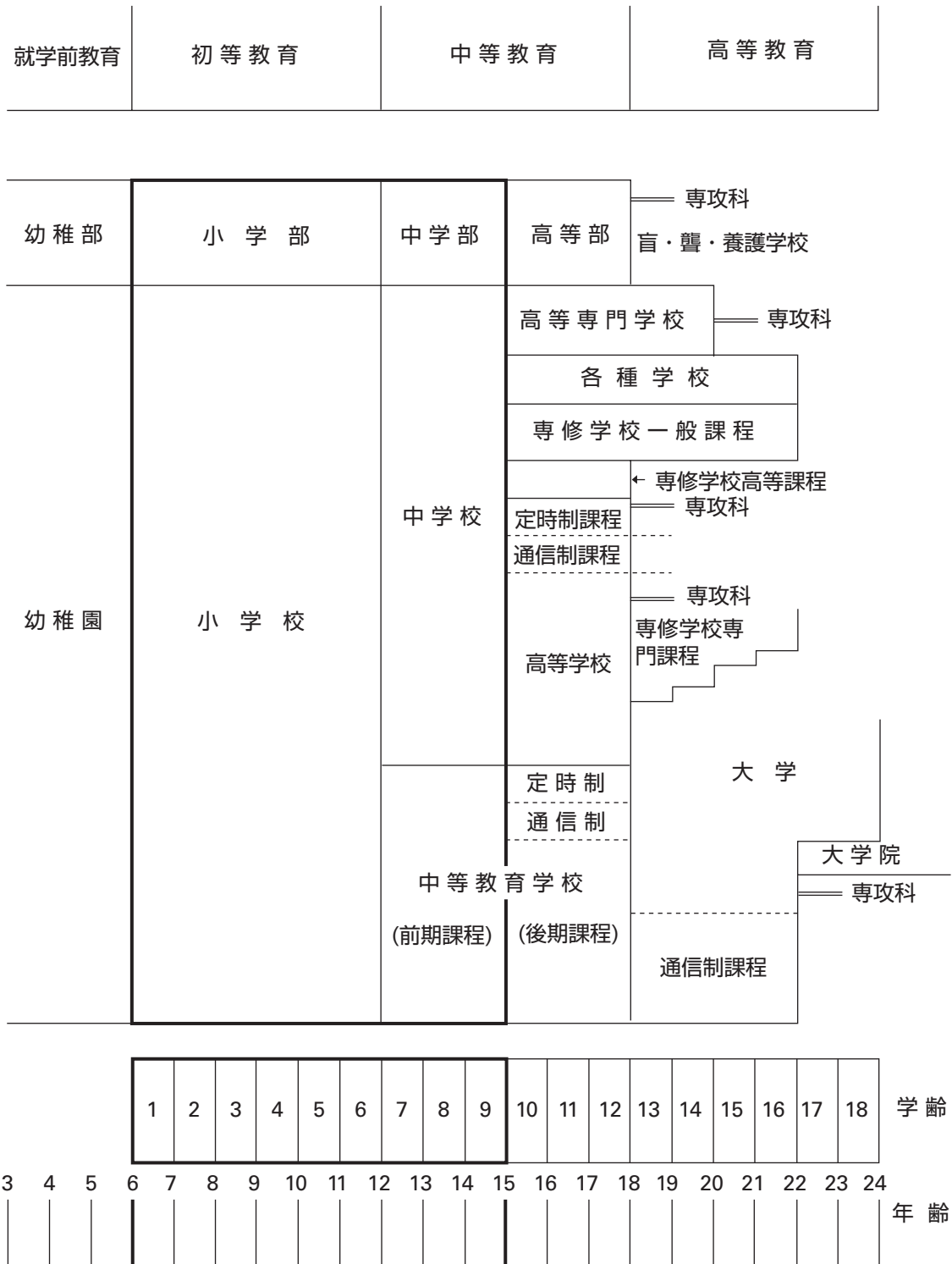
- 关于学龄前教育

是以满 3 周岁到入小学前的幼儿为对象，在幼儿园实施。

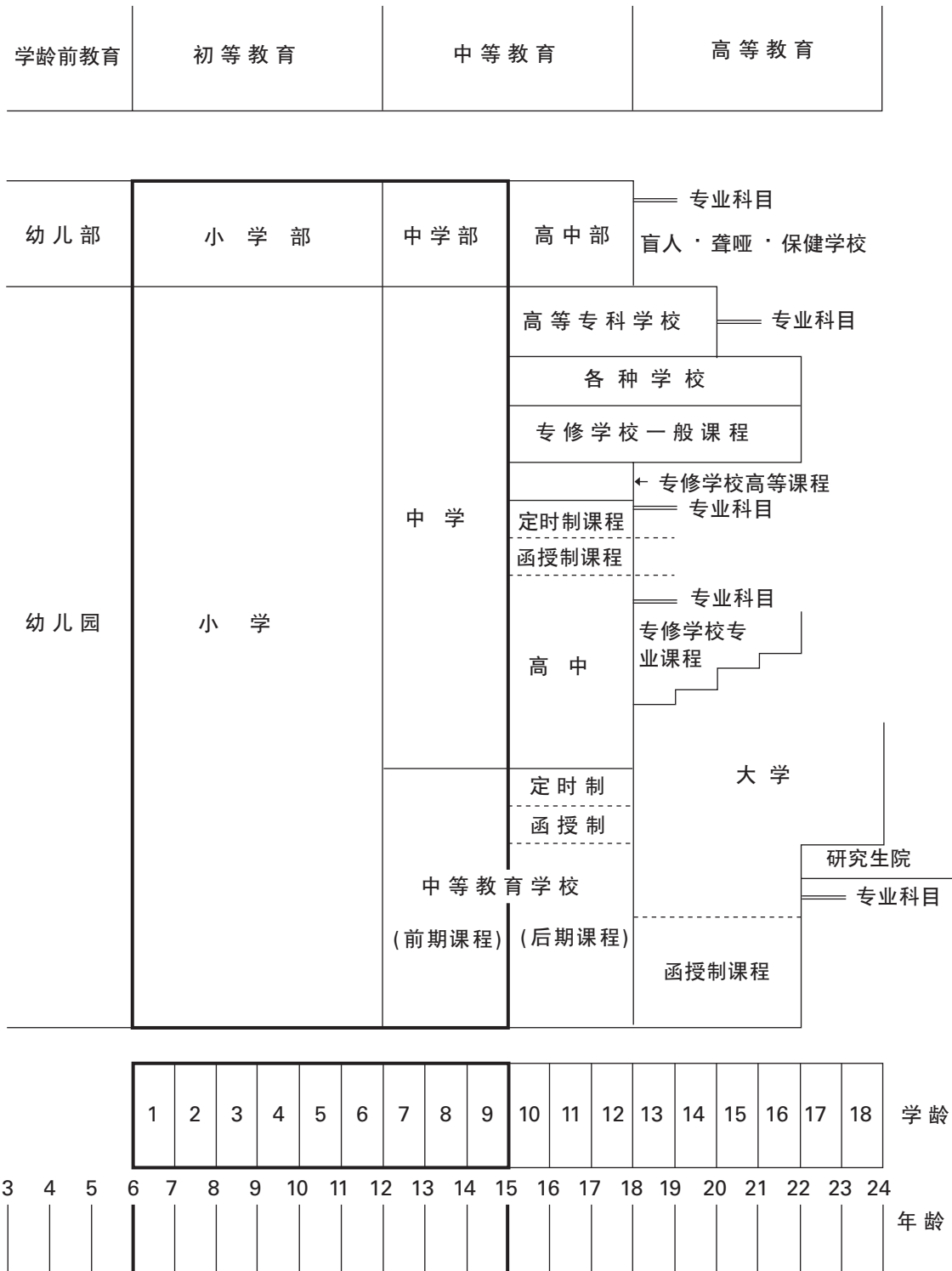
- 关于义务教育

义务教育是从 6 周岁至 15 周岁的九年内，在小学、中学以及盲人、聋哑、保健学校（小学部、中学部）实施。

# 日本の学校系統図



# 日本学校的系统图



## ● 初等中等教育について

小学校は、満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。高等学校は、小学校及び中学校における義務教育を修了した人を対象に普通教育及び専門教育を行っており、通常3年間の教育を受けます。また、障害のある子どものために、通級指導教室、特殊学級が設置されている小・中学校や盲・聾・養護学校があります。ここでは、児童生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな教育が行われています。

公立小・中学校及び盲・聾・養護学校の小学部・中学部の授業料は、無償です。

## ● 高等教育について

高等教育は、主として大学と短期大学で行われています。これらは、高度で専門的な教育を行う機関で、通常、大学の修業年限は4年、短期大学は2年です。さらに高度な高等教育を行う機関として大学院（2年ないし5年）があります。

なお、この他に職業等に必要なる能力を育成する機関として専門学校（主に2年）があります。

## 2) 教育内容

### ● 教育課程（カリキュラム）

学校でどのようなことを学ぶかは、文部科学省が作成する学習指導要領によって定められています。各学校の教育課程は、それを基準として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等から編成されています。

### ●关于初等、中等教育

孩子满6周岁后的第一个4月即可进入小学，接受6年的教育。小学毕业以后可以进入中学，接受3年的教育。高中是以接受过小学及中学义务教育的人为对象，实施普通教育和专业教育，高中教育一般为3年。同时，还有为残疾儿童设立的设置了通级指导教室、特殊年级的中小学和盲人·聋哑·保健学校。这些学校针对每个残疾儿童的具体情况来实施相应的教育。

公立的中小学以及盲人·聋哑·保健学校的小学部、中学部的学费是免费的。

### ●关于高等教育

高等教育主要是在大学和短期大学实施。这些都是进行高级专业教育的机关，一般大学的学制是4年，短期大学是2年。还有进行更高级高等教育的机关——研究生院（2年至5年）。

另外，还有培养各种职业所必需的专业知识的专科学校（一般为2年）。

## 2) 教育内容

### ●教学计划（课程设置）

在学校学习的内容都是根据文部科学省制定的学习指导大纲来决定的。每个学校的课程设置都是以此为基准，由各门教学科目、道德教育、特别活动以及综合学习时间等部分构成。



## ● 学習教科について

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学習します。

中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語などの各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学習します。外国語は原則として、英語を学びます。

小・中学校、通級指導教室や特殊学級が設置されている小・中学校、盲・聾・養護学校とも、授業は通常日本語により行われます。

## ● 教科書について

学習に使用する教科書は、小・中学校及び盲・聾・養護学校の小学部及び中学部の児童生徒に対して、新学年になるたびに国から無償で一人一人に給与されます。

なお、高等学校及び盲・聾・養護学校の高等部については、国からは無償給与されません（ただし、盲・聾・養護学校の高等部については、都道府県教育委員会から購入費用の全額補助が受けられます。）。

また、学校では、教科書以外にも、補助教材といわれる参考書などを使用することがあり、それらについては、購入費用を支払わなければなりません。

## ● 進級・進学について

日本では、義務教育の期間は飛び級の制度はなく、入学（編入学）した学年から順次、上級学年の学習へと進んでいきます。義務教育終了後、高等学校に進学する際は、通常は入学者選抜試験を受けることとなります。

## ●关于教学科目

在小学，要学习的科目有语文、社会、算术、理科、生活、音乐、图画手工、家庭及体育等各门科目，还有道德教育、特别活动和综合学习时间。

在中学，要学习的科目有语文、社会、数学、理科、音乐、美术、保健体育、技术·家庭及外语等各门科目，还有道德教育、特别活动和综合学习时间。外语课原则上是学习英语。

中小学，包括设置了通级指导教室和特殊年级的中小学、盲人·聋哑·保健学校一般都是用日语上课。

## ●关于教材

对于在中小学、以及盲人·聋哑·保健学校的小学部和中学部学习的学生，每到新学期，都由国家免费发给每个学生学习用的教科书。

另外，对于在高中、以及盲人·聋哑·保健学校的高中部学习的学生，国家不免费发放教科书（但是，在盲人·聋哑·保健学校的高中部学习的学生，可以从都道府县教育委员会得到购书费用的全额补助）。

同时，在学校里，除了教科书以外，有时还要使用作为辅助教材的参考书等等，这些费用都要自己支付。

## ●关于升级、升学

在日本，义务教育期间没有跳级的制度，从入学（转学插班）的学年开始循序渐进，进入高年级的学习。义务教育结束后要升高中时，一般要参加入学者选拔考试。

## ●就学援助について

経済的理由により、公立の小・中学校への就学が困難と市教育委員会（地域によっては区教育委員会）又は町村教育委員会（以下、「市区町村教育委員会」という。）から認められた場合、学用品の購入費や学校給食費等の必要な援助が受けられます。

詳しくは、お住まいの市区町村教育委員会にお問い合わせください。

## (2)公立学校教員

我が国の場合、公立学校の教育に対する国民の信頼度は一般的に高いと言えます。その理由の一つとして、教員の質の高さをあげることができます。初等中等教育を担う教員は、我が国では高等教育機関において養成します。したがって、小学校・中学校の教員は、大学などにおいて教職の課程を修了した者であり、教員免許を有しています。また、公立学校の教員は、県教育委員会等が実施する教員採用選考試験を経て採用され、その後も教員としての資質をより高めるための研修の機会が多く準備されています。

### ●关于入学援助

经市教育委员会（有的地区是区教育局委员会）或者镇村教育委员会（以下统称“市区镇村教育委员会”）认定，因经济上的原因难以就读公立中小学的情况，可以得到学习用品购买费用、学校供餐费等必要的援助。

详细情况，请向您所在的市区镇村教育委员会咨询。

## （2）公立学校的教师

在我国，可以说国民对公立学校教育的信赖程度一般是比较高的。其原因之一可以说是因为教师队伍的素质比较高。担任初等、中等教育工作的教师都是由我国的高等教育机构培养出来的。因此，小学和中学的教师都在大学修完了师范课程，拥有教师资格证。而且，公立学校的教师要通过县教育局委员会等实施的教师录用选拔考试才能被录用，之后教师们还有许多参加进修的机会以进一步提高自身的教师素质。

## 2. 就学手続き

### (1) 小・中学校に入学（編入学）するための手続き

#### 1) 役所での手続き

保護者は初めに市役所（地域によっては区役所）又は町村役場（以下、「市区町村役場」という。）に行きます。そこで、まず外国人登録の手続きを行ってください。

続いて、子どもについて日本の学校への入学を希望する意志があることを伝え、「外国人児童生徒入学申請書」又は「就学案内」（新入学の場合のみ）が渡されますので、必要事項を記入して提出します。

数日後、市区町村教育委員会から、「外国人児童生徒入学許可書」が送付されてきたら、指定された学校の名前や場所を確かめます（その場で、「外国人児童生徒許可書」を受け取れる場合もあります。）。

#### 2) 学校での手続き

保護者は、「外国人児童生徒入学許可書」を持って、子どもと一緒に学校へ行きます。そこで先生と今後の学校生活について話し合ってください。外国人児童生徒が日本の学校教育を受ける場合、その取り扱いは基本的には、日本の児童生徒と同じです。

日本の学校では、年齢により学年が決められます（4月2日から翌年の4月1日までに生まれた人は、同一の学年になります）。したがって、外国人の場合も原則として子どもの年齢相当の学年に編入されますので、母国の学校の学年とは一致しない場合があります。

## 2 关于入学手续

### (1) 中小学入学（转学插班）的手续

#### 1) 在当地政府办的手续

监护人首先要到市政府(有的地方是区政府)或镇政府、村政府(以下统称“市区镇村政府”)去,在那里首先办理外国人登记的手续。

接下来,告诉他们自己想把孩子送到日本的学校上学,这样,工作人员会把①“外国儿童入学申请书”或“入学指南”(只限新入学的)发给您,请填好有关事项后交上去。

几天后,市区镇村教育委员会会寄给您③“外国儿童入学许可”,这时要确认一下指定的学校名字和地址(有时,也会当场发给您“外国儿童学生许可书”)。

#### 2) 在学校办理的手续

监护人拿着“外国儿童入学许可”跟孩子一起去学校。在那里和老师一起商谈有关今后学校生活的情况。

外国儿童接受日本学校的教育的时候,一般是和日本的学生接受同等待遇的。

日本的学校是根据学生的年龄来决定学年的(从4月2日至第2年4月1日出生的人,都编入同一个年级)。因此,对外国人原则上也是按照小孩的年龄编入与其相应的年级。所以,也会出现和本国学校的学年不一致的情况。

ただし、日本語が不自由である等の事情により、ただちに学齢相当学年の課程における教育を受けることが適切でないと思われる場合は、一時的に下学年に編入する措置がとられることもあります。

そのほか、地域によっては決められた学校ではなく、日本語の指導が充実した学校に変えることができる場合もありますので、今、お住まいの地域にある市区町村教育委員会に相談してください。

### 3) 学校での手続きに必要な事項

指定された学校に出向くとき、母国で受領した学校関係の書類(在籍証明書や成績証明書など)があれば、それらを持参してください。

学校では、今後の学校生活を有意義なものにするために、次のようなことについて話し合います。

- a) ・ 編入前に受けた教育
- ・ 在留予定期間
- ・ 母国での学年(就学年数)
- ・ 本人及び家族の日本語使用の様子
- b) ・ 本人と家族の氏名
- ・ 生年月日
- ・ 現住所
- ・ 家族構成
- ・ 連絡方法(緊急時・勤務先・通訳等)
- ・ 登下校の方法
- ・ 健康の状況(既往歴、視力、聴力、持病、食習慣)

但是,经认定,由于日语不熟练而不能马上在与其年龄相符的年级学习的情况,有时也可以采取临时编入低一年级学习的措施。

此外,在某些地区还有不去指定的学校,而去日语指导措施比较完善的学校的情况。关于此类情况,请向您所在的市区镇村教育委员会咨询。

### 3) 有关在学校办手续的必需事项

在前往指定的学校时,如果有在本国学校拿到的相关材料(在籍证明和成绩证明等)的话,请把这些证明带去。

在学校,为了使今后的学校生活过得有意义,要就以下问题进行商谈。

- a) · 插班前接受过的教育
  - 计划在日居住期间
  - 在本国的学年(就学年数)
  - 本人及家属的日语能力状况
- b) · 本人和家属的姓名
  - 出生日期
  - 现在的住址
  - 家庭成员
  - 联系办法(发生紧急情况时、工作单位、翻译等)
  - 上学、放学的方式
  - 健康状况(以往病史、视力、听力、现有的病、饮食习惯)



## (2) 国内での転校に際しての手続き

日本国内で住居の移転等により、就学すべき学校が変わる場合は、保護者は現在通学している学校に「転学届け」（市区町村教育委員会により名称や扱い方が異なります）を提出し、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」の発行を受けます（学校をやめる必要はありません）。なお、児童生徒の学習等の状況を記録した書類は、在籍校から転学校へ届けられる仕組みになっています。

他の市区町村へ移転するときは、転入先の市区町村役場に「外国人登録」をするとともに、転学校への「転入学通知書」（又は「入学許可書」）を受取り、転入校へ行ってください。その際、転出校で受け取った「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を提出してください。

日本の市区町村教育委員会や学校は、他の市区町村との連絡を正確迅速に行っております。

転校に際しては、必ず市区町村教育委員会か学校に事前に相談してください。

## (2) 在国内转校时的手续

在日本国内,由于搬家等原因改变就学学校时,监护人要向孩子现在就读的学校提交“转学申请”(市区镇村教育委员会各自的名称和所办手续不同),领取“在学证明”、“教科用图书发放证明”(没有必要退学)。另外,记录着学生学习等情况的材料会从您孩子所在的学校寄到要转入的学校。

在转到其他市区镇村时,请在要转入的市区镇村政府办理“外国人登记”的同时,领取要交给转入学校的“转学入学通知书”(或“入学许可”),然后把它拿到要转入的学校去。那时,要提交在转出学校拿到的“在学证明”、“教科用图书提供证明”。

日本的市区镇村教育委员会和学校会迅速并准确地和其他市区镇村取得联系。

在转学的时候,一定要事先跟市区镇村教育委员会或学校商量。

## 3. 学校生活について

### (1) 学校の1日

授業時間数や下校時刻は、曜日や学年により異なります。6年生では1日だいたい5～6時限（1時限は、一般に、小学校は45分、中学校は50分）です。土曜日、日曜日は休みです。

小学校では、授業は担任の先生が中心になって指導します。中学校では、教科ごとに先生が替わります。

#### ◆給食時間

小学校及び中学校では、多くの場合、学校教育活動の一環として学校給食が実施されています。学校給食では、子どもたちが、自分たちで配膳したり、後かたづけをするほか、みんなそろって楽しく、栄養バランスのとれた食事をとることを通じて、正しい食事の在り方や好ましい人間関係を学び、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、様々な工夫がなされています。

学校給食にかかる経費のうち、食材料費については、保護者が負担することとなっており、地域や学年によって異なりますが、1か月あたり3,500円～4,500円程度の負担となっています。

なお、一部の中学校等では、学校給食が実施されていない場合もあります。

#### ◆清掃時間

日本の学校では、自分たちの使う教室や校庭などを皆で分担して、きれいに清掃します。

#### ◆部活動

児童生徒のうち希望者は、放課後に、運動や文化的な活動を行うことができます

## 3 关于学校生活

### (1) 学校的一天

上课时间和放学时间因星期和每个学年不同而异。6年级一天一般是5~6节课（小学一节课一般是45分钟，中学是50分钟）。星期六和星期天休息。

小学上课是以班主任老师为中心进行指导。中学的老师是按学科不同而变换。

#### ◆ 供餐时间

很多小学和中学都把在学校提供午餐作为学校教育活动的一环来实施。学校提供午餐是通过学生们自己配餐、收拾碗筷，以及大家聚在一起愉快地摄取营养丰富的午餐来学习正确的进餐方法和建立良好的人际关系，并且下了很多功夫使学生们学会如何在今后一生中都能够健康地生活。

学校提供午餐所花的费用中，食品的材料费是由监护人负担的。费用因地区和学年各异，每个月平均3,500~4,500日元左右。

另外，也有一部分中学不实行学校供餐。

#### ◆ 清扫时间

日本的学校都是大家分工把自己上课的教室和校园打扫干净。

#### ◆ 课外活动

放学后，学生可以自愿参加各种运动和文化方面的活动。

## (2) 学校の1年

日本の学校は毎年4月に始まり、3月に終わります。学年はいくつかの期間に区分（学期）されており、多くの学校は3つの学期に分かれています。各学期の主な学校行事は次のとおりです（下記の例は3学期制の場合であり、学校行事の名称や実施形態・時期などは、地域や学校により異なります）。

### 1学期 4月～7月

#### ●始業式（4月）

第1学期の始まりを告げる行事です。

#### ●入学式（4月）

1年生に入学する児童生徒を迎え、祝福する行事です。児童生徒並びに保護者は、通常、正装して入学式に出席します。

#### ●身体測定・定期健康診断（4月～6月）

児童生徒の身長、体重、座高の発育の様子を測定します。

児童生徒の身体の様子・健康状態を医者が診断します。

#### ●修学旅行

主に最高学年において、学年全員で数日間の旅行・宿泊を伴う行事です。

#### ●遠足

教室では勉強できないことを校外に出て、自然や歴史・文化に親しみながら学ぶためのフィールドトリップです。

#### ●授業参観・学級懇談会

児童生徒が毎日どのように学校や家庭での生活をしているかについて、保護者がそろって教室での授業風景をみたり、保護者と担任の先生が情報を交換する機会です。

#### ●終業式（7月）

第1学期の終わりを告げる行事です。

#### ●夏休み（7月末～8月末）

約30～40日間の長い休みです。

希望により、学校で、特別学習や部活動など活動をすることもできます。

## (2) 学校的一年

日本的学校是每年4月开学,3月结束。每一学年分为几个区间(学期),很多学校都分为3个学期。各学期主要的学校活动如下(下面所举的例子是一学年分为3个学期的例子。学校活动的名称、实施形态和时期等因地区及学校各异)。

### 第1学期 4月~7月

#### ●开学典礼(4月)

宣告第1学期开始的仪式。

#### ●入学典礼(4月)

欢迎、祝贺一年级新生入学的仪式。学生和监护人一般都穿正装出席入学典礼。

#### ●身体测定·定期健康检查(4月~6月)

测定学生的身高、体重、坐高等发育情况。

医生诊断学生的身体情况、健康状况。

#### ●修学旅行

主要是在最后的一个学年里,组织整个年级的全体学生进行数天的旅行并在外住宿。

#### ●郊游

到校外去学习在教室里所学不到的知识。这是一种边接触大自然、历史、文化边学习的野外活动。

#### ●课堂观摩·班级谈心会

监护人们一起到教室参观上课的情况,跟班主任老师交换信息,以了解学生每天在学校和家里的生活情况。

#### ●结业典礼(7月)

宣告第1学期结束的仪式。

#### ●暑假(7月底~8月底)

大约30~40天的长假期。

有时候,在暑假期间可自愿到学校来参加课外活动和特殊课程的学习。

## 2 学期 9月～12月

### ●始業式（9月）

第2学期の始まりを告げる行事です。

### ●運動会・体育大会

短距離走やリレー、玉入れやダンスなどをしたり、学級の友達の応援をしながら、運動に親しむ行事です。学校によっては、家族も参加できる種目を用意しています。

### ●音楽・演劇鑑賞会

優れた芸術を鑑賞したり、聴いたりして心を豊かにします。

### ●学芸会・文化祭

図画工作、技術・家庭科等で制作した作品や社会科・理科等で学習したレポートなどを展示したり、楽器の演奏や合唱、演劇等の発表をしたり、それらを鑑賞したりする会です。

### ●終業式（12月）

第2学期の終わりを告げる行事です。

### ●冬休み（12月末～1月初め）

約2週間の比較的短い休みです。

## 3 学期 1月～3月

### ●始業式（1月）

第3学期の始まりを告げる行事です。

### ●卒業式（3月）

最上級生の学校の卒業を祝う行事です。

### ●修了式（3月）

第3学期の終業式であるとともに、1年の締めくくりを行う行事です。

### ●春休み（3月末～4月初め）

修了式が終わると、春休みになります。この休みが終わると進級して、4月から新しい学年で勉強することになります。

## 第2学期 9月~12月

### ●开学典礼（9月）

宣告第2学期开始的仪式。

### ●运动会·体育比赛

进行短距离赛跑、接力赛、扔球、跳舞等项目，是一种一边为同学加油、一边参加各种项目的活动。有的学校还准备了学生家属一起参加的竞技项目。

### ●音乐·戏剧欣赏会

欣赏、聆听优秀的艺术作品，充实自己的心灵。

### ●文艺会演·文化节

把在图画手工课、技术·家庭课上制作的作品以及通过社会、理科的学习而写的作文等公开展览出来，或者演奏乐器、搞大合唱和戏剧表演等等。大家都可以来欣赏。

### ●结业典礼（12月）

宣告第2学期结束的仪式。

### ●寒假（12月底~1月初）

大约休息两周，是比较短的假期。

## 第3学期 1月~3月

### ●开学典礼（1月）

宣告第3学期开始的仪式。

### ●毕业典礼（3月）

祝贺最高年级学生毕业的仪式。

### ●修了仪式（3月）

在结束第3学期学习的同时，总结一年情况的仪式。

### ●春假（3月底~4月初）

修了仪式结束后，就开始放春假。这个假期结束后，4月开始就升级到新学年学习。



## ●国民の祝日

日本の国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を言い、この日は学校も休みになります。

- |                |   |
|----------------|---|
| 1月1日（元日）       | 年のはじめを祝います。                               |
| 1月第2月曜日（成人の日）  | おとな（二十歳）になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます。 |
| 2月11日（建国記念の日）  | 建国をしのび、国を愛する心を養います。                       |
| 3月春分日（春分の日）    | 自然をたたえ、生物をいつくしみます。                        |
| 4月29日（みどりの日）   | 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくみます。           |
| 5月3日（憲法記念日）    | 日本の国の憲法の施行を記念し、国の成長を願います。                 |
| 5月4日（休日）       | その前日及び翌日が「国民の祝日」である日は「休日」となります。           |
| 5月5日（こどもの日）    | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝します。        |
| 7月第3月曜日（海の日）   | 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願います。              |
| 9月第3月曜日（敬老の日）  | 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝います。            |
| 9月秋分日（秋分の日）    | 祖先をうやまい、なくなった人々をしのびます。                    |
| 10月第2月曜日（体育の日） | スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかいます。                    |
| 11月3日（文化の日）    | 自由と平和を愛し、文化をすすめます。                        |
| 11月23日（勤労感謝の日） | 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあいます。              |
| 12月23日（天皇誕生日）  | 天皇の誕生日を祝います。                              |

## ●国民的节日

是日本国民举国欢庆，感谢或纪念的日子。这一天学校放假。

- |                |  |
|----------------|--|
| 1月1日（元旦）       | 庆祝新的一年开始。                              |
| 1月第2个星期一（成人节）  | 庆贺并鼓励满20岁的青年,使其认识到自己已是成年人决心靠自己的力量生活下去。 |
| 2月11日（建国纪念日）   | 回顾建国历程，培育爱国之心。                         |
| 3月春分（春分日）      | 赞美自然，爱护生物。                             |
| 4月29日（绿色之日）    | 亲近自然并感谢其恩惠，培育美好的心灵。                    |
| 5月3日（宪法纪念日）    | 纪念日本国宪法的实施，祝愿国家的发展。                    |
| 5月4日（休息日）      | 前面一天和后面一天是“国民的节日”的时候，中间一天就是“休息日”。      |
| 5月5日（儿童节）      | 尊重儿童的人格，谋求儿童的幸福，同时感谢母亲。                |
| 7月第3个星期一（海之日）  | 感谢大海的恩惠，同时祝愿海洋国家日本的繁荣。                 |
| 9月第3个星期一（敬老日）  | 敬爱多年为社会作出贡献的老年人，祝愿他们长寿。                |
| 9月秋分（秋分日）      | 敬仰祖先，悼念故人。                             |
| 10月第2个星期一（体育节） | 热爱体育，保持身心健康。                           |
| 11月3日（文化节）     | 热爱自由、和平，发展文化事业。                        |
| 11月23日（勤劳感谢节）  | 重视勤劳，庆祝生产，国民互相表达感谢之情。                  |
| 12月23日（天皇诞辰）   | 庆贺天皇诞辰。                                |

## (3) 評価

- 児童生徒の成績や学校生活の様子については、学期末の通知表などにより、学校から家庭に伝えられます。

## (4) きまり・規則

一人一人が健康で安全に楽しい生活が送れるように、学校にはいろいろなきまりがあります。

小学校では、服装や持ち物の規定がないのが普通ですが、体育の授業の時は、動きやすい運動着に着替えるのが一般的です。

中学校では、それぞれの学校で服装を規定していることが多いといえます。靴は、歩いたり、運動しやすいものが使われています。また、校舎内では、日本の風習として、多くの学校で上履きに履き替えるのが普通です。

マニキュアをしたり、ピアス等のアクセサリーを付けて学校へ来ることは、禁じられている場合がほとんどです。

学校でおやつを買ったり、食べたりすることは通常できません。

## (5) 健康と安全

学校では、児童生徒の健康と安全に留意しています。児童生徒が病気になったり、けがをしたときには、保健室で応急手当ををし、必要により病院や家庭に連絡をします。また、法律の定めるところにより定期的に健康診断も行います。

### ◆保健室

児童生徒が病気になったり、けがをしたりしたときなどは、養護の先生などが、保健室で応急手当ををし、必要により病院や家庭に連絡します。また、養護の先生は健康管理や保健指導、健康相談なども実施します。

### (3) 评价

- 学校以学期末成绩册的形式把学生的成绩和学校生活的情况通知给每个学生家庭。

### (4) 规定·规则

为了使每个学生都能健康、安全、愉快地度过学校的生活，学校制订了各种规定。

小学一般不规定服装和需带的东西，但是在上体育课的时候一般要换上便于活动的运动服。

在中学里，可以说大多数学校都规定了要穿校服。鞋要穿便于行走和运动的。同时，在校舍里，按照日本的习惯，很多学校一般都要换上室内穿的鞋。

一般学校几乎都禁止学生染指甲，戴耳环等装饰品到学校来。通常也不能在学校买零食吃。

### (5) 健康与安全

学校很注意学生的健康和安全。学生生了病或受了伤时，会在保健室得到应急护理，并根据需要与医院和家里取得联系。另外，根据法律规定还定期进行健康检查。

#### ◆ 保健室

学生生了病或受了伤时，由保健员在保健室作应急护理，并根据需要与医院和家里取得联系。另外，保健员也负责实施健康管理、保健指导和健康咨询等。

### ◆定期健康診断

児童生徒の健康状態を把握するために、各分野の検査や診察を実施します。その結果に基づいて、治療勧告や保健指導を実施します。

- ・学校で行う検査

身長、体重、座高、視力、聴力、結核、心電図、尿検査、寄生虫  
(学年により実施しないものもあります。)

- ・学校医による診察

内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科

### ◆予防接種

予防接種は、任意で学校で実施される場合があります。その場合、学校から配布された予診票に必要事項を記入し、捺印して提出します。医師が予診票に基づいて接種します。

ジフテリア、百日せき、破傷風、日本脳炎

### ◆独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」

学校生活中の事故やけがに備える制度として、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の「災害共済給付」制度が設けられています。掛け金の一部は保護者の負担になっています。

## (6) 学校と家庭の連携

学校には、「PTA」という保護者と先生の会があり、協力しあって教育が円滑に進むよう支援する活動をしています。

保護者と先生が協力して、「親子参加による自然体験」や「登下校時の安全指導」などの活動を行います。

#### ◆定期健康检查

为了掌握学生们的健康状况,要对学生实施各个项目的检查和诊察。根据其结果,劝其治疗或进行保健指导。

##### · 在学校进行的检查

身高、体重、坐高、视力、听力、结核、心电图、尿检查、寄生虫检查

(根据学年,也有不实施的项目)

##### · 校医做的检查

内科、眼科、耳鼻喉科、牙科

#### ◆打预防针

打预防针由学校自行实施。这时候,需在学校发的预诊单上填上有关事项,盖上图章后提交。医生根据预诊单来打预防针。

白喉、百日咳、破伤风、日本脑炎

#### ◆独立行政法人日本体育振兴中心“灾害共济金”

为了防备学校生活中的事故、负伤等不测,设立了“独立行政法人日本体育振兴中心”的“灾害共济金”制度。保险金的一部分由监护人负担。

## (6) 学校和家庭的配合

学校里有由监护人和老师组成的叫作“PTA”的组织,他们互相协助,以便使教育活动顺利进行。

监护人和老师合作,举行“父母亲和孩子共同参加的自然体验活动”、“上学、放学时的安全指导”等活动。

## 4. 教育相談について

---

### (1) 学校の教育相談

日本の学校では、保護者と学校の先生が子どものことを話し合う教育相談の機会があります。子どもの学校生活上の問題、例えば、いじめ、不登校、進学悩みなどは、この機会を利用すると良いでしょう。必要な場合には、通訳などを介して相談することも良いでしょう。

学校の教育相談の機会は、概ね次のように分けられます。

#### 1. 家庭訪問

学校の担任の先生が、子どもの家を訪問して、子どもの学校や家庭での様子について話し合います。学校によっては、実施しないところもあります。

#### 2. 保護者会

保護者が学校に行って、校長先生の話や担任の先生と話し合います。個人的な相談よりは、子どもたち全体に関わる問題について話し合うことが中心となります。

#### 3. 個人面談

通常は、子ども自身や子どもの保護者と担任の先生との間で行われる話し合いや相談を言います（子ども、保護者、担任の先生の三人で話し合うこともあります）。

個人的な悩みや問題を相談する上で、最も良い機会となります。個人面談は、定められた日時に行いますが、担任に事前に通知されます。また、学校によっては、保護者の申し出により、都合の良い日時に面談の機会を持ったり、通訳を付けたりするなどの配慮をします。

## 4 关于教育咨询

### (1) 学校的教育咨询

日本的学校里有监护人和学校老师就孩子们的话题进行交谈的教育咨询的机会。学生们在学校生活中出现的问题，比如说，欺负人、不上学、升学的苦恼等问题，都可以利用这个机会说出来。必要的时候，还可以通过翻译来交谈。

学校的教育咨询大体上可分为以下几种。

#### 1. 家访

学校的班主任老师到孩子家去，就孩子在学校和家里的情况进行交谈。也有的学校不进行家访。

#### 2. 监护人会

监护人到学校去，听校长介绍情况，跟班主任老师交谈。与其说是个别的咨询，不如说该监护人会的中心是就所有孩子所引发的问题进行相互交流。

#### 3. 个人面谈

通常是指孩子自己或者孩子监护人与班主任老师之间进行的交谈和咨询（也有孩子、监护人、班主任老师三个人进行交谈的情况）。

这是商量个人的苦恼和问题的最好的机会。个人面谈是按规定的日期进行的，班主任会事先通知学生家里。另外，也有的学校是根据监护人的要求，选择他们合适的时间进行面谈，还有的给配备翻译等。



## (2) 学校以外の教育相談機関

学校以外にも、子どもの教育相談を行う機会があります。特別支援教育を含めた就学に関わる相談やいじめ、不登校などについては、市区町村や都道府県の教育委員会もその相談窓口になります。

### ●市区町村・都道府県の教育相談機関

通常、公立の小・中学校は、市区町村教育委員会が管理し、公立の高等学校や盲・聾・養護学校は都道府県教育委員会が管理機関となっています。したがって、就学に関する相談は、まず、それぞれの学校を管理する教育委員会が窓口となります。

また、都道府県や市区町村の役場の中には、教育相談も含めた一般相談の外国人専用窓口を用意しているところもあり、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語などで、直接、相談することができます。

### ●就学援助に関する相談

経済的理由により、小・中学校への就学が困難な者に対する就学援助に関する相談は、市区町村教育委員会が窓口となります。

## (2) 学校以外的教育咨询机构

在学校以外也有儿童的教育咨询机构。对于包括特殊支援教育在内的就学咨询、欺负人、不上学等问题，市区镇村和都道府县的教育委员会都可以作为其咨询的窗口。

### ●市区镇村·都道府县的教育咨询机构

通常，公立的中小学是由市区镇村教育委员会来管理，公立的高中和盲人学校、聋哑学校、保健学校是由都道府县教育委员会来管理的。因此，有关就学的咨询，首先是由管理各个学校的教育委员会来作为咨询的窗口。

再有，在都道府县和市区镇村的政府当中，有的还设有包括教育咨询在内的外国人一般咨询专用的窗口，可以直接用英语、汉语、葡萄牙语、西班牙语等语言进行咨询。

### ●关于入学援助的咨询

对那些因经济上的原因难以就读中小学的学生进行入学援助，由市区镇村教育委员会提供有关入学援助详细情况的咨询。

しゅうがくあんない れい  
[就学案内の例]

ねん がつ にち  
年 月 日

ほごしゃ さま  
保護者 様

きょういくいいんかい  
教育委員会

こさま にゅうがく  
お子様の入学にあたって

あなたのお子様は4月から小学校(中学校)に入学する年齢となりますので、下記  
の小学校(中学校)に入学を希望される場合は、年 月 日までに  
教育委員会に就学申請書を提出してください。

各学校では、国籍が異なることによる偏見や差別をなくし、それぞれの国の生活や  
文化を理解し、ともに生きていこうとする態度を育てるための努力をしています。

き  
記

にゅうがくよていこう  
入学予定校：

にゅうがくきじつ ねん がつ にち  
入学期日： 年 月 日

[入学指南的示例]

年 月 日

各位监护人

教育委员会

当您的孩子快要入学时

因为您的孩子到了从4月份开始就读小学（中学）的年龄，如果您想让您的孩子就读以下小学（中学），请在 年 月 日之前向教育委员会递交就学申请书。

在各学校不存在因国籍不同而存在的偏见与差别，各学校将努力让每个孩子了解他们各自国家的生活习惯与文化，同时培养他们一种共同生活的态度。

记

计划就读的学校:

就读时间: 年 月 日

発行元：文部科学省国際教育課  
東京都千代田区丸の内2-5-1  
(03) 5253-4111(内2035)